

こくみんけんこうほけん はいる ひと  
国民健康保険に入ることができる人は、

しよくば けんこうほけん きょうかい けんこうほけんくみあい きょうさいくみあい はいって  
職場の健康保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合)に入っている

ひと さいいじょう こうきこうれいしゃいりようせいど はいって ひと せいかつほご  
人、75歳以上で後期高齢者医療制度に入っている人、生活保護を

うけて ひと ひと  
受けている人ではない人です。

りゅうがくせい ていじゅうしゃ えいじゅうしゃ なんみんしんせいちゅう ある ばいと ひと  
留学生・定住者・永住者・難民申請中・アルバイトなどの人です。

びょうき けが びょういん やっきよく いく  
病気やケガで病院や薬局に行くときに、

こくみんけんこうほけんしょう まどぐち みせる いりようひ いちが こくみんけんこうほけん  
「国民健康保険証」を窓口で見せると、医療費の一部を国民健康保険

はらって  
が払ってくれます。

こくみんけんこうほけん うんえい しちょうそん こくほくみあい ほけんしゃ  
国民健康保険を運営する市町村、国保組合を「保険者」といい、

はいって ひと ひ ほけんしゃ  
入っている人のことを「被保険者」といいます。

つぎ すんで しくちょうそん こくみんけんこうほけん まどぐち  
次のようなときは住んでいる市区町村の国民健康保険の窓口へ

14にちいない とどけましよう  
14日以内に届けましょう

1 こくみんけんこうほけん はいる  
1. 国民健康保険に入るとき

ほか しくちょうそん ひっこした  
他の市区町村から引っ越したとき

まえ すんで しくちょうそん こくみんけんこうほけん  
→前住んでいた市区町村の国民健康保険をやめて、

あたらしい しくちょうそん こくみんけんこうほけん はいる  
新しい市区町村の国民健康保険に入る

(ただし、しよくば けんこうほけん はいって  
職場の健康保険などに入っていないとき)

しよくば けんこうほけん しかく  
職場の健康保険などの資格がなくなったとき

こども うまれた  
子供が生まれたとき

せいかつ ほご うけなく  
生活保護を受けなくなったとき

2 こくみんけんこうほけん  
2. 国民健康保険をやめるとき

ほか し ぐ ちょうそん ひっ こ す  
他の市区町村へ引っ越すとき

しょくば けんこうほけん はいった  
職場の健康保険などへ入ったとき

しぼう  
死亡したとき

せいかつ ほご うけはじめた  
生活保護を受けはじめたとき

参考

<http://www.kanagawa-kokuho.or.jp/kotaro/>